島

104

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

○福島県財務規則の一部を改正する規則

○福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 ○福島県点字図書館利用規則の一部を改正する規則 律施行細則の一部を改正する規則

○保安林の指定を解除する予定である件 ○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件

○都市計画事業を認可した件

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

福島県公安委員会

○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県選挙管理委員会

□『議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島 示する件

○不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件

○個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報 告があった件

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、 福島県点字図書館利用規則の 一部を改正する

> 規則及び福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 0) 一部を改正する規則をここに公布する。

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十六年三月十一日

福島県規則第十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する 一百二十五条第一項中「年三・○パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

第

この規則は、 平成二十六年四月一日から施行する。

入札監理課)

福島県規則第十五号

福島県点字図書館利用規則の一部を改正する規則

즲

に改正する。 福島県点字図書館利用規則 (昭和三十三年福島県規則第九十五号) の一部を次のよう

中「同月三十一日まで」の下に「(前号に該当する場合を除く。)」を加える。 る日である日」を「同法第三条第二項及び第三項に規定する休日」に改め、同項第二号 第二条第一項第一号中「その前日及び翌日が国民の祝日に関する法律第二条に規定す

様式第一号中「テープレコーダー」を「緑音図書再生藻」に改める。

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県点字図書館利用規則様式第

号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(障がい福祉課)

福島県規則第十六号

웃

릇 듯

細則の一部を改正する規則 福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行

十八年福島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する 福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 平成

及び政令第一条の二第二号の更生医療(以下「更生医療」という。)に係るものに限 第九条第一項中「(政令第一条の二第一号の育成医療(以下「育成医療」という。

る。)」を削り、同条第二項を削る。 第九条の二第一項中「(育成医療及び更生医療に係るものに限る。 \subseteq を削り、

項を削る。 第二項を削る。 第十条第一項中 (育成医療及び更生医療に係るものに限る。 を削り、 同条第一

第十二条第一 項中 「第七十九条第二項」の下に 第三項及び第四項」を加え、 同条

第二項及び第三項を削る。 第十三条中第二項を削り、

第三項を第二項とする。

附則第三項を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

福島県告示第百九号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 平成二十六年三月十一日 家

福島県知事 佐 藤 雄

平

実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生の予防

実施する区域

1 鮫川村(青生野の区域に限る。)、矢吹町、猪苗代町、相馬市(玉野の区域に限 域に限る。)の各区域 る。)、新地町及びいわき市(川前町上桶売、川前町下桶売及び川前町小白井の区 市(中田町の区域に限る。)、田村市(大越町の区域に限る。)、鏡石町、三春町、 大和、岳温泉西大和、岳温泉深堀及び岳温泉横森の区域に限る。)、大玉村、郡山二本松市(岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳温泉

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

福

島

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であって次に掲げるもの

種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛

所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

実施の期日

県家畜保健衛生所長の指示する日 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において所轄の福島

 \mathcal{T}_{1} 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則 (昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める

畜 産 課

福島県告示第百十号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、

平成二十六年三月十一日

福島県知事

佐

藤

雄

平

家

(障がい福祉課)

実施の目的

牛のヨーネ病の発生の予防

実施する区域

び川前町小白井の区域に限る。)の各区域 市(中田町の区域に限る。)、田村市(大越町の区域に限る。)、鏡石町、三春町、 市(玉野の区域に限る。)、新地町及びいわき市(川前町上桶売、川前町下桶売及 玉川村、鮫川村(青生野の区域に限る。)、矢吹町、会津若松市、 大和、岳温泉西大和、岳温泉深堀及び岳温泉横森の区域に限る。)、大玉村、郡山二本松市(岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳温泉 二本松市(岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、 猪苗代町、相馬

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であって次に掲げるもの

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

実施の期日

県家畜保健衛生所長の指示する日平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において所轄の福島

Б. 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則 (昭和二十六年農林省令第三十五号) 別表第一に定める

畜

産

課

福島県告示第百十一号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 家

平成二十六年三月十一日

実施の目的

福島県知事

佐

藤 雄

平

馬伝染性貧血の発生の予防

実施する区域

県下一円

106

5 3 2 いもののうち次に掲げるもの 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 生後百八十日以上の馬であって、 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬 県外に移出する馬 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬 放牧している馬又は放牧しようとする馬 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬 家畜市場に出場する軽種馬 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の規定による競馬に出場する馬 過去五年の間に一の目的に係る検査を受けていな

Ŧi. 四 県家畜保健衛生所長の指示する日 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において所轄の福島 実施の期日

(昭和)

一十六年農林省令第三十五号)

別表第一に定める

畜

産

課

福島県告示第百十二号

県

報

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 平成二十六年三月十一日 家

佐 藤 雄 平

生の予防 鶏の家きんサルモネラ感染症 実施の目的 (サルモネラ・プローラムによるものに限る。 の発

福

島

福島県知事

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 県下一円

二 実施する区域

種鶏及び種鶏候補鶏

四 県家畜保健衛生所長の指示する日 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において所轄の福島 実施の期日

Ŧi. 検査の方法

急速凝集反応法

畜 産

課

家

福島県告示第百十二号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十六年三月十一日

蜜蜂の腐蛆病の発生の予防実施の目的

実施する区域

県下一円

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

三 四 実施の期日

Ŧi. 県家畜保健衛生所長の指示する日 検査の方法 平成二十六年四月一日から平成 一十七年三月三十一日までの間において所轄の福島

肉眼的検査及び細菌学的検査

畜

産

課

家

福島県告示第百十四号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 平成二十六年三月十一日

福島県知事 佐 藤 雄

平

生の予察 アカバネ病、実施の目的 チュウザン病、 アイノウイルス感染症、 イバラキ病及び牛流行熱の発

二 実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲県下一円

然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの 越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であって、 地理的条件及び自

四 実施の期日

県家畜保健衛生所長の指示する日 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にお いて所轄の福島

Б. 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験及びゲル内沈降反応)

畜 産 課

福島県告示第百十五号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 家

四

実施の期日

平成二十六年三月十一日

福島県知事

佐

藤

雄

平

実施の目的 高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域 あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥(以下「家きん」と

福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の いう。)を百羽以上(だちょうにあっては、十羽以上)飼養している箇所であって、

Ŧi. 検査の方法

県家畜保健衛生所長の指示する日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において所轄の福島

報

れたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応)、 合にあっては寒天ゲル内沈降反応) 血清学的検査(鶏を検査する場合にあってはエライザ法(当該検査で陽性が確認さ 鶏以外の家きんを検査する場

畜 産

課

福島県告示第百十六号

島

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 平成二十六年三月十一日 家

佐 藤 雄 平

福島県知事

実施の目的

福

豚のオーエスキー病の発生の予察

実施する区域

県下一円

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

に満たない場合は、全頭) 生所長が指定した箇所において飼養されているもののうち任意の十四頭以上 くは供する目的で飼養している豚であって、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛 繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若し (十四頭

実施の期日

県家畜保健衛生所長の指示する日 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において所轄の福島

検査の方法

Ŧi.

既知のオーエスキー病抗体陽性農場にあっては抗体識別酵素免疫測定法、これ以外

の農場にあってはラテックス凝集反応、 酵素免疫測定法又は中和試験

畜 産 課

福島県告示第百十七号

畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、

平成二十六年三月十一日

福島県知事

佐

藤

雄

平

牛海綿状脳症の発生の予防 実施の目的

実施する区域

県下一円

 \equiv 省令第五十八号)第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。 る届出に係る牛の死体(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成十四年農林水産 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の規定によ

実施の期日

四 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

Б. 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則

(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める

畜 産 課

福島県告示第百十八号

のように保安林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、 次

平成二十六年三月十一日

解除予定保安林の所在場所

福島県知事

佐

藤

雄

平

小川字滝ノ曽根一二三三の八(次の図に示す部分に限る。 南会津郡只見町大字荒島字三田山四九〇の三(次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

解除の理由

道路用地とするため

只見町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

森林保全課)

四三

施行者の名称

須賀川市

五四三二

事業地

公告第八十二号

福島県告示第百十九号

業について、次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第 一項の規定により、 都市計画事

平成二十六年三月十一日

福島県知事 佐 藤

雄

平

施行者の名称 須賀川市

都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(須賀川市公共下水道 ナ

東処理区))

事業地 事業施行期間 平成二十六年三月十一日から平成三十一年三月三十一日まで 収用の部分 使用の部分 須賀川市小作田字谷地、字荒町台、字殿田、字古町及び字山 須賀川市小作田字三縄田の一部の区域

字施空地、字梨子ノ木内、字西舘、字猿内、字天下清水及び字 上ノ山及び字小高内の各一部の区域 竹ノ花並びに同市野関字長沼、字八斗蒔、字舘山、字屋敷、字 田、字三縄田、字宮下、字湯名塚、字油田、字足原内、字荒町、 ノ坊の全部の区域、同小作田字鍛治分、字小枝、字堤崎、字仲

(下水道課

福島県告示第百二十号

県

報

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 都市計画事

平成二十六年三月十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業 (須賀川市公共下水道) 事業認可の年月日 昭和五十一年十二月十日

事業施行期間 昭和五十一年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで

収用の部分 福島県告示第百二号)の事業地のうち須賀川市大黒町の一部の都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十三年

区域を全部の区域に改める

同事業地のうち須賀川市八幡山の一部の区域を変更する。

(下水道課

使用の部分 なし。

公

公告第八十三号

に供する。 北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、 次のとおり縦覧 伊達市から県

平成二十六年三月十一日

雄 平

縦覧に供する図書

縦覧場所 総括図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

福 島 [県公 安委員 会

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

平成二十六年三月十一日

申請のあった年月日

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十六年三月三日

名称

特定非営利活動法人ハマナスの集

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市尾浜字港町一番地の二十三

Ŧi. 定款に記載された目的

活必需品等の取得を支援し、さらにこれらの人々が楽しく集まる場を提供することにこの法人は、震災等でコミュニティーを失い、取り残された生活弱者等に対して生 ることに寄与することを目的とする。 充実した豊かな生活を送ることを支援して地域に福祉あふれる社会を築き上げ

(文化振興課)

福島県知事 佐 藤

(都市計画課)

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月11日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第1号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の3第1号中「被害者支援」を「犯罪被害者支援」に改める。

第5条の3第5号中「及びセクシュアル・ハラスメント」を「のうち職員の遵守すべき事項」に改める。

第7条第6号から第8号までを次のように改める。

- (6) 人身安全関連事案(恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、 児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる 事案をいう。)に関すること(少年課の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) 質屋営業法 (昭和25年法律第158号) の施行に関すること (生活環境課の所掌に属するものを除く。)。

第7条第10号を削り、同条第9号中「平成18年法律第60号」の次に「。以下「探偵業法」という。」を、「こと」の次に「(生活環境課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 警備業法 (昭和47年法律第117号) の施行に関すること (生活環境課の所掌に属するものを除く。)。
- 第7条第11号を次のように改める。

第7条中第15号を第17号とし、第14号を削り、第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

- (12) 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) の施行に関すること (生活環境課又は他の部の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)、 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) (以下これらを「原子炉等規制法等」という。) の施行に関すること(生活環境課 及び他の部の所掌に属するものを除く。)。
- (14) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行並びに公営競技を行うことを目的とする団体との連絡及び調整に関すること (少年課及び生活環境課の所掌に属するものを除く。)。
- 第9条第1号及び第2号を次のように改める。
- (1) 古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業法に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する犯罪の取締りに関すること(他の部の所掌に属するものを除く。)。

第9条第3号中「保健衛生関係事犯」を「火薬類取締法に規定する犯罪」に改め、同条第5号から第11号までを次のように改める。

- (5) 原子炉等規制法等に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (6) 風俗関係事犯、売春関係事犯、人身取引事犯及び雇用関係事犯の取締りに関すること(少年課の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること (他の部の所掌に属するものを除く。)。
- (8) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること(他の部の所掌に属するものを除く。)。
- (9) 知的財産権関係事犯その他経済関係事犯の取締りに関すること。
- (10) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること(他の部の所掌に属するものを除く。)。
- (11) サイバー犯罪の取締りに関すること (他の部の所掌に属するものを除く。)。

第 9 条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第16条第4号中「死体の検視及び」を「検視、死体調査等死体の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(検視官室)

平成26年3月11日 火曜日

- 第16条の2 捜査第一課に福島県警察検視官室 (以下「検視官室」という。) を附置する。
- 2 検視官室においては、前条第4号の事務をつかさどる。

第25条第3号中「指定車両移動保管機関」を「道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による車両の使用者に対する指示及び放置違反金に関する事務」に改める。

第32条第3号中「地域企画課」の次に「又は災害対策課」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること(災害対策課の所掌に属するものを除く。)。

第32条の2第1号中「こと」の次に「(災害に関するものに限る。)」を加え、同条第2号中「災害警備」の次に「(災害警備実施を含む。)」を加える。

第36条の4 (見出しを含む。) 中「理事官」を「統括参事官」に改める。

第38条の2第1項中「及び航空隊」を「、航空隊及び検視官室」に改める。

第43条の見出しを「(地域交通官等)」に改め、同条第1項中「及び刑事官」を「、刑事官及び会計官」に改め、同条第2項中「の所属する警察署、」を「を置くことができる警察署並びにその」に改める。

別表第1福島警察署の部駅前交番の項中「置賜町、栄町、早稲町、本町、中町」を「柳町、御倉町、荒町、清明町、五月町、早稲町、中町、栄町、置賜町、本町」に、「、五月町、曾根田町、清明町、荒町、御倉町、柳町」を「及び曽根田町」に改め、同表会津若松警察署の部城西交番の項中「柳原町四丁目」の次に「、対馬館町」を加え、「のうち大字南四合、門田町のうち大字飯寺、大字日吉」を「(大字南四合に限る。)及び門田町(大字飯寺及び大字日吉に限る。)」に改め、同表いわき中央警察署の部中央台交番の項中「、字矢ノ倉」を「及び字矢ノ倉」に改め、「中央台鹿島三丁目」の次に「、中央台高久一丁目」を加え、「、若葉台二丁目」を「及び若葉台二丁目」に改める

別表第2伊達警察署の部掛田駐在所の項中「(石戸駐在所の所管区を除く。)」及び「、大石、中川、泉原」を削り、「、上小国」を「及び上小国」に改め、同部石戸駐在所の項中「石田、山戸田、掛田(字鍛治屋敷、字古川、字田沢、字向戸、字台山、字清水内、字薬研坂、字辻向、字舘、字町田、字本山、字陣ヶ崎、字東陣場に限る。)に限る。」を「掛田駐在所の所管区を除く。」に改め、同表猪苗代警察署の部長瀬駐在所の項中「大字三郷(字志津、字荻窪、字牛旁作、字水沢、字伯父倉、字堀切を除く。)、大字八幡」を「大字八幡及び大字三郷」に改め、同表相馬警察署の部磯部駐在所の項中「磯部、蒲庭」を「日下石、立谷、柚木、蒲庭及び磯部」に改める。

別表第4の1の(2)の表捜査第一課の部広域捜査官の項中「連絡共助」の次に「並びに殺人その他重要な未解決事件の捜査」を加え、同部検視官の項中「捜査第一課長」を「上司」に、「死体の検視又は検証及び殺人その他重要な未解決事件の検討又は調査」を「検視、死体調査等死体の取扱い」に改め、同部の次に次のように加える。

								鑑	識	課	長	の	命	を	受	け	`	鑑	識	資	料	の	管	理	及	び	運	用
鑑	識	課	資	料	鑑	識	官				Z	れ	5	0)	技	術	的	研	究	に	関	す	る	事	務	を	整	理
								す	9	0																		

別表第4の2の表に次のように加える。

郡山警察署 点 身及	該所属の上司の命を受け、警察署の会計、給及び厚生に関する事務を整理し、当該事務に 事する部下職員を指揮監督する。
------------	---

附 則

この規則は、平成26年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条、第5条の3第5号、第25条第3号及び別表第1の改正規定 公布の日
- (2) 別表第2の改正規定 平成26年3月28日

(3) 第43条の改正規定、別表第4の1の(2)の表に鑑識課の部を加える改正規定及び別表第4の2の表の改正規定 平成26年4月1日

報

(警務課)

福島県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合にあってはその四十万に対の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数と四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数とで得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数とで得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数とで得た数とで得た数とで得た数とで得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に対している。

平成二十六年三月十一日

- |

福島県選挙管理委員会

菊地

俊

彦

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、二七五選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、二七五委員長

万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇一、七一五十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を一選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場)

福	選
島	挙
市	区
七七、八三二	
田村	選
市田	挙
村 郡	区
一九、一六五	

福島県選挙管理委員

会

施設の指定を取り消した旨、

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による次の福島県選挙管理委員会告示第十一号

西郷村選挙管理委員会から報告があった。

_	•	桕	壴	須	白	5.3	那	会
	-	馬士	多	賀	河		4115	津
4	Z	惺	方	川	市	わ		
* /	T.	- 馬 郡	耶	中岩		き	Щ	若
		新地	麻	瀬	河			松
ī	1	町	郡	郡	郡	市	市	市
7	- ī.	_	=	그	\equiv	九一	八八八	、四〇〇
+	ī.	, h.		→		=	,	``
五		九二	<u>=</u>	0:	=======================================	八	土	
Ж	白	果	大	泗				闇
		白	沼	沼	会			南相馬市相馬郡飯舘村
葉	Ш	111			\±		伊	[編
)				達	達	00%
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	繛
<u>т</u>	_	-1 1.	+:	÷	л	_	$\frac{\pi}{}$	九、
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	`					<u> </u>	<u> </u>	
	五		一	五八	$\overline{\bigcirc}$	ô	一八	八二四
三	七		<u>Fi.</u>	四	<u>F</u> i.	六		Щ
	オ 村 一丑 ナ丑(双 葉	葉 川郡 郡	本 松 市 一五、九五〇 双 葉 郡 馬市相馬郡新地町 一、九九三 東 白 川 郡	本 松 市 一五、九五〇 双 葉 郡 馬市相馬郡新地町 一、九九三 東 白 川 郡 一五、九五〇 和 郡	本 松 市 一五、九五〇 双 葉 郡 一八、 要方市耶麻郡 二二、二二五 大 沼 郡 七、 一二、九九三 東 白 川 郡 九、 九、 沼 郡 一一、 本 松 市 一五、九五〇 石 川 郡 九、	本 松 市 一五、九五〇 双 葉 郡 八、河市西白河郡 本 松 市 一五、九五〇三 河 沼 郡 二、六、二〇三 河 沼 郡 八、 八九三 東 白 川 郡 九、 八 元、 二 五 大 沼 郡 八、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 郡 八、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 元 、 二 二 五 元 、 二 二 五 元 、 二 二 五 元 、 二 二 五 元 、 二 元 五 〇 二 三 二 南 会 津 郡 八 、 二 二 五 大 沼 市 五 元 、 二 二 五 元 、 二 元 五 元 、 二 元 五 元 、 二 元 五 元 、 二 元 五 元 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 元 五 五 元 五 五 元 五	本 松 市 一五、九五〇 双 葉 郡 八、河市西白河郡 三〇、二三二 南 会 津 郡 八、河市西白河郡 二二、二三五 大 沼 郡 九、六、 二元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	本 松 市 一五、九五〇 双 葉 郡 一八、

条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のでき第四項(第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条 る施設の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十六年三月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

横手字川 福島県厚	変
川原二番地(介護老人保)原生農業協	更
鹿島区品的組織	前
横手字八 福島県厚	変
即 南 護 生 内 相 老 農	更
三番地 無協同組合	後
平成	変
二六年	更
三月	年
日	月
	日

平成二十六年三月十一日

同同同	月一九日 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	取消年月日	
八番地	の一 郷村大字熊倉字折口原七六	施設の所在地	
民研修センター西郷村上野原農	研修センター西郷村中央農民	施設の名称	在島県選挙:
行政区長西郷村上野原下	会教育長西郷村教育委員	施設の管理者	委員長 菊 地 俊 彦福島県選挙管理委員会

リサイクル適性®

【定価 1 箇月 3,390円】

県刷 発行者 印刷所 福 島株式会社 第 島 印